

成年年齢が18歳に！何が変わる？

暮らし交通安全課 ☎43-9524

2022年4月より、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。成年になると、親の同意を得なくても多くのことができるようになります。約140年ぶりに成年の定義が見直されることで何が変わるのか、暮らしにどのような影響をもたらすのか、確認しましょう。

＼ 18歳になったらできることの例 /

- ・携帯電話を契約する
- ・アパートを借りる
- ・ローンを組んで自動車などを購入する
- ・クレジットカードをつくる
- ・10年有効パスポートの取得
- ・結婚可能年齢が男女ともに18歳に



＼ 20歳にならないとできないことの例 /

- ・飲酒をする
- ・喫煙をする
- ・大型、中型免許の取得
- ・競馬、競輪、競艇、オートレースの投票券を買う
- ・養子を迎える



「契約」には十分な注意を！

契約とは、法的な責任が生じる約束のことです。そのため一方的に契約を取り消すことは原則としてできません。**口約束でも契約は成立します**。契約書に署名や押印をするのは、証拠を残すためのものです。

悪質業者は、契約の知識が浅い「新成人」を狙います。消費トラブルに巻き込まれないよう、より一層の注意が必要です。



消費生活すごろくを作成しました！

市では、成年年齢の引き下げやスマートフォンの普及による若年者の消費トラブルを未然に防止することを目的に、消費生活上のトラブルについてゲーム形式で楽しく学ぶことのできる「消費生活すごろく」を作成しました。市ホームページからダウンロードできますので、ぜひご利用ください。



詳しくはこちら



ご相談ください！

＼ 悪質商法・契約トラブル・多重債務 /

八戸市消費生活センター TEL 43-9216

【開設日時】(月)～(金)8:15～17:00※(祝)、年末年始除く

【場 所】市庁別館5階 暮らし交通安全課内

【相談方法】電話または直接お越しください。

階上町、五戸町、南部町、三戸町、田子町、新郷村、おいらせ町にお住まいの人の相談も受け付けています。